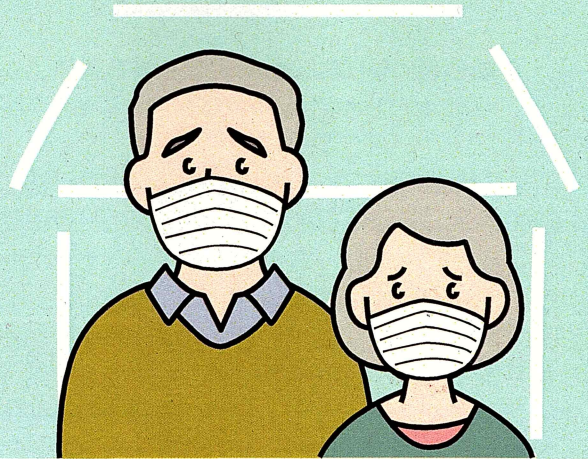


新型コロナウイルス感染症で

もしも、自宅待機・  
療養者になったら



## 相談窓口

困ったときはこちらに相談してください

困りごとの相談・下のサービスの申込

平日 8:30~17:15

自宅待機者・自宅療養者  
支援センター(健康課内)  
**0743-84-8484**

医療・健康に関する相談のみ

平日 21:00~翌朝5:30  
土曜日 15:00~翌朝5:30  
日曜・祝日 9:00~翌朝5:30

生駒メディカルセンター  
休日夜間応急診療所  
**0743-75-0111**

## 買い物代行サービス

概ね1週間分の食料品や日用品などの生活必需品の買い物を代行します  
(購入費用は実費負担)。

## 感染防止の支援サービス

自宅待機中の感染者のいる家庭で2次感染を防止するために、マスクや使い捨て手袋、  
感染防止ガウン、消毒液など必要な備品の提供、パルスオキシメーターの貸出 など



# 自宅待機・療養者の皆さんのよくある質問

令和4年2月21日現在の情報です

**?** 陽性者になりましたが、保健所から連絡がありません。どうすればいいですか。

現在、感染者急増により保健所(県が管轄)から陽性者への連絡には数日を要しています。なお、連絡がないこともあります。陽性者は、県ホームページ「新型コロナウイルス感染症 陽性の方へ」や、市ホームページ「新型コロナウイルス自宅療養者や自宅待機者、同居人向けの対応策・支援策、相談窓口、よくあるQ&A」を参考に自宅で待機・療養し、保健所からの連絡をお待ちください。



▲県のページはこちら ▲市のページはこちら

**?** 濃厚接触者ですが、他の持病の関係が悪化した場合、または常備薬が残り数日分になった場合はどうすればいいですか。

お薬の配送サービスや電話・オンラインによる服薬指導をしている薬局もありますので、事前にかかりつけ医などに相談してください。

**?** 自宅待機・療養中に症状が悪化した場合はどうすればいいですか。

## ■保健所から連絡があった陽性者・濃厚接触者の方

「新型コロナ自宅療養者等に対する往診、電話を用いた診療、オンライン診療システムを用いた診療に係る医療機関リスト」(保健所から渡されます)を確認し、事前連絡の上、当該医療機関を受診してください。

## ■保健所からまだ連絡がない方

身近な医療機関(かかりつけ医など)に事前に電話連絡し、相談してください。なお、既にPCR検査等で陽性の場合、受検された医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合は、県の新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(☎0742-27-1132)か、県ホームページに記載の発熱外来認定医療機関へ相談のうえ、受診してください。



▲ページはこちら

その他の質問は、相談窓口に電話してください

**0743-84-8484**



**?** 陽性者の同居家族はいつまで自宅待機する必要がありますか。

同居家族に陽性者が発生した場合の健康観察(自宅待機)期間は、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目として7日間(8日目解除)です。

ただし、陽性者の感染後すぐに住居内で感染対策を講じていることが条件であり、住居内で感染対策を講じていなかった場合は、講じた日が0日目になります。この期間は家庭内でも感染対策をし、外出は控えてください。

※感染対策…日常生活で可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒、物資等の共用回避

※他の同居家族が発症した場合や、無症状の陽性者が発症した場合は、その発症日が新たな起点(0日目)になります。

**?** ほかの家族が感染しないためには何に注意したらよいですか。

## ■「感染が疑われる方」が家庭にいる場合のポイント

- ①部屋を分け、個室にする。ご本人は極力部屋から出ないように。
- ②お世話はできるだけ限られた方(極力一人)が担当する。持病のある方や免疫の低下した方、妊婦の方などは極力避ける。
- ③全員がマスクをつけ、使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。使用したマスクの表面には触れずに廃棄し、マスクを外したら必ず石鹸で手洗いを。

## ■「普段から」注意する感染予防のポイント

- ④定期的に手洗い、手指消毒、うがいをする
  - ⑤定期的に換気をおこなう
  - ⑥手で触れる共有部分を消毒する
  - ⑦汚れたシーツや衣服をこまめに洗濯し、しっかりと乾かす
  - ⑧ごみは密閉して捨てる
- 市の支援サービスの利用は左下の相談窓口までご連絡ください。

**?** 家族全員が濃厚接触者(疑い含む)となりました。日常の買い物はどうすればいいですか。

本市では自宅待機・療養中の方向けに、市職員が概ね1週間分の食料品や日用品などの生活必需品の買い物を代行しています(購入費用は実費のため、代金は後日納付してください)。左の相談窓口までご連絡ください。